

指標 5.3.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 5.3.1 15 歳未満、18 歳未満で結婚又はパートナーを得た 20～24 歳の女性の割合

ターゲット 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う

定義及び根拠

○ 定義

調査年に届出をした妻の同居時年齢が 24 歳以下の婚姻件数

○ 概念

同居時年齢とは、結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早い方の年齢である。

○ 根拠及び解釈

人口動態調査は、婚姻の届け出をした時点の調査であり、各調査年における各歳の婚姻件数を把握できるが、日本では、女性の婚姻は、民法上 18 歳以上とされていることから届出時年齢が 18 歳未満の婚姻は把握していない。

(注)民法改正に伴い、2022 年 4 月 1 日より、女性の婚姻開始年齢が 16 歳以上から 18 歳以上に引き上げられた。ただし、経過措置として 2022 年 4 月 1 日時点で既に 16 歳以上の女性は、引き続き 18 歳未満でも婚姻することができたため、2024 年までは 18 歳未満の婚姻件数が出現している。

データソース及び収集方法

人口動態統計

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

なし

○ コメントと限界

人口動態調査では、指標にある「20～24 歳の女性がパートナーを得た時期」は把握できない。

データの詳細集計

妻の同居時年齢（総数及び 15～24 歳）別婚姻数（調査年に結婚生活に入り届け出たもの）

参考

人口動態統計

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

法務省

担当国際機関

国際連合児童基金（UNICEF）